

第144号
 郵政産業ユニオン
PIWU
 TOKYO

郵政産業労働者ユニオン東京地方本部
 104-0031 東京都中央区京橋3-6-3
 京橋通郵便局5F
 TEL・FAX 03-3535-5447
 piwutokyo@yahoo.co.jp

東京高裁 格差是正を求める 郵政20条裁判

前 判 決 よ り 前 進



12月13日、東京高裁で郵政20条裁判に対し、地裁判決を上回る判決が出されました。地裁では非正規社員が正社員と同一の仕事をしていながら住宅手当、年末年始手当を支給しないのは不合理であるとし、6割、8割を支給するべきだとしましたが、問題点の残る判決内容でした。今回の高裁判決は、住宅手当、年末年始手当の10割支給や有給の病気休暇については不合理があってはならないとし、一審判決と比較し前進面がありました。しかし、夏・冬期の一時金については労使自治に委ねるとして不合理とはいえないとするなど、容認できない点があり最高裁に上告し、真の格差是正を求めていきます。

郵政20条裁判に勝利し、均等待遇を実現させていくため今後ともご支援をお願いします。

高裁前で宣伝する郵政ユニオンの組合員

高裁前で現場の実態を訴える浅川原告

